

大川市介護予防ケアマネジメント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1号エに規定する介護予防ケアマネジメントの実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 地域包括支援センターが対象者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、対象者がそれを理解した上で目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的なサービスの利用等について検討し、必要に応じてケアプランの作成、サービス担当者会議の開催及びモニタリング・評価等を行うものとする。

2 対象者の状態や提供を希望するサービスを踏まえ、ケアマネジメントを別表のとおり対象者に行うものとする。

(事業の実施方法)

第3条 この事業は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターにおいて実施する。

2 地域包括支援センターは、法第115条の47第5項の規定に基づき、この事業の一部を法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省令第140条の62の4第1号に規定する居宅要支援被保険者
- (2) 省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者
- (3) 省令第140条の62の4第3号に規定する居宅要介護被保険者

(利用の中止)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、介護予防ケアマネジメントの利用を中止させることができる。

- (1) 利用者が法に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) その他利用が的確でないとは判断されるとき。

(事業費の支払)

第6条 この事業を実施した地域包括支援センターは、月ごとに事業実績に応じて別表の算定方法により算定した事業費を国民健康保険団体連合会に請求することができる。

2 この事業を地域包括支援センターから委託された指定居宅介護支援事業者は、月ごとに事業実績に応じて別表の算定方法により算定した事業費を委託先の地域包括支援センターに請求することができる。

(返還)

第7条 市長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により事業費の支給を受けた者がいるときは、支給した事業費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(衛生管理)

第8条 第3条の規定による地域包括支援センター及び地域包括支援センターから委託された指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第9条 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第10条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(安全配慮義務)

第11条 事業者は、善良な管理者の注意を持って、安全管理に配慮しなければならない。

2 事業者は、事故が発生するおそれがある場合は、適切な措置を講じなければならない。

3 事業者は、事故発生時に備え、損害賠償保険等に参加するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業者は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(秘密保持)

第13条 事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(状況報告等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(加算)

第15条 別表に掲げる初回加算及び委託連携加算に関して必要な事項は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号）別表3ロ及びハに準ずる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

類型	内容	事業費
ケアマネジメントA (介護予防支援と同様のケアマネジメント)	アセスメント(課題分析)によってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経てケアプランを決定し、毎月モニタリングし、評価は少なくとも年1回行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更等を行うもの	4,380円 (ただし令和3年4月1日から令和3年9月30日まで4,390円) 初回加算3,000円 ----- (委託の場合) 4,380円 (ただし令和3年4月1日から令和3年9月30日まで4,390円) 初回加算3,000円 委託連携加算3,000円
ケアマネジメントB (サービス担当者会議やモニタリングを省略したケアマネジメント)	必要に応じ、サービス担当者会議等を省略し、アセスメント(課題分析)からケアプラン原案作成までは、ケアマネジメントAと同様に実施し、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行うもの	2,190円 (ただし令和3年4月1日から令和3年9月30日まで2,200円) 初回加算3,000円

ケアマネジメン トC （基本的にサー ビス利用開始時 のみ行うケアマ ネジメント）	その他生活支援サービス又は 一般介護予防事業の利用につ なげるケースであって、緩和 した基準によるケアマネジメ ントとして、基本的にサービ ス利用開始時のみケアマネジ メントを行うもの 年に1回評価とチェックリス トを実施	4,380円 （ただし令和3年4月1日 から令和3年9月30日ま で4,390円）
--	---	--

※地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別記1総合事業（1）介護予防・生活支援サービス事業イ各論（エ）介護予防ケアマネジメント④介護予防ケアマネジメントの類型と考え方に基づくものとする